

# インターネット上の海賊版対策 について

2018年6月  
知的財産戦略推進事務局

# インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策

## 【知財計画2018における対応の方向性】

急激に拡大する権利侵害を食い止めるため、本年4月13日に、知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議において緊急対策が決定されたところ、本年度においては、引き続き厳正な取締りを実施していくとともに、模倣品・海賊版対策の進め方について、民間の取組を支援しつつ、政府一体となって改めて検討を強化していく必要がある。

### ➤ インターネット上の模倣品・海賊版対策

- インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策について、有識者及び関係府省における検討の場を設け、各権利者、関係事業者等とも連携しつつ、正規版等の流通の在り方を含む模倣品・海賊版対策について、その実態や官民の取組状況を共有するとともに、サイトブロッキングに係る法制度整備や抜本的な模倣品・海賊版対策に係る論点の検討等を含めた、今後の対策の在り方や方向性を総合的に検討する。

(短期、中期) (内閣府、警察庁、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

### ➤ リーチサイト対策

- リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ検討を行い、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講じる。(短期) (文部科学省)

### ➤ 広報啓発

- 模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期、中期) (警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

### ➤ オンライン広告対策

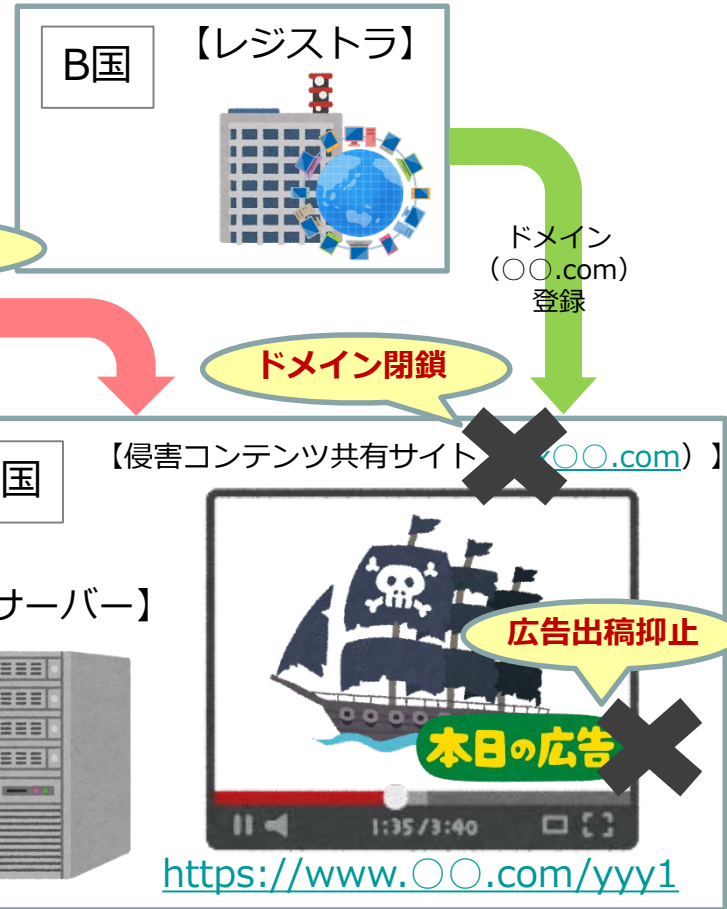
- オンライン広告対策については、民間の検討体制の運用に対する支援など、具体的な対応を進める。(短期・中期) (経済産業省)

(※重点事項及び継続施策抜粋)

# インターネット上の海賊版（侵害コンテンツ）対策

## 配信側に対する対策

- 資金源遮断（オンライン広告出稿抑止）
- 運営者等への削除要請
- 侵害コンテンツ共有サイトのドメイン閉鎖
- その他（海外政府等への働き掛け（協力要請）、技術的保護手段の研究、当局による取締り等）



サイトブロッキング

アクセス

リーチサイト対策

【ユーザー】

アクセス

【リーチサイト】

無料動画まとめ

- 
- 第1話 <https://www.〇〇.com/yyy1>
- 第2話 <https://www.△△.com/yyy2>
- 第3話

リンク

【サーバー】

広告出稿抑止

本日の広告

<https://www.〇〇.com/yyy1>

意識啓発・キャンペーン

## 視聴側に対する対策

- リーチサイト対策
- サイトブロッキング
- 国民への啓発活動
- その他（インターネット検索サービスにおける検索結果表示抑止、ブラウザ及びセキュリティソフト開発会社におけるフィルタリング、正規版流通促進、当局による取締り等）



# 「漫画村」とは

- 違法にアップロードされた日本の漫画が、発売直前のものも含めて無料で閲覧できる海賊版サイトであり、日本では24番目に訪問者が多いサイトとなっている
  - \* 2018年2月の訪問者数は約1億6千万人、96%が日本からのアクセス
  - \* 食べログ、クックパッドより訪問者が多い
- 運営者は不明であるが、国交のない・著作権が保護されない国で運用しているため違法ではないとサイト上で主張している。
- 最近の報道によって訪問者が急増しており、3月5日には4月以降有料版サービスを始めることが発表された。

漫画村を見るのは違法なことではないんだ。「参照リンク」から引用させてもらうけど「音楽と映像以外の違法ファイルをダウンロードする行為については、違法化の対象外とされている。」とあるので見る行為に違法性は一切ないクマ。

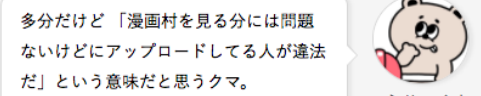


らりっくま



ラビット

じゃあ「漫画村は違法」って言ってる人は嘘ついてるの？



らりっくま

多分けど「漫画村を見る分には問題ないけどにアップロードしてる人が違法だ」という意味だと思うクマ。  
漫画村は国交のない・著作権が保護されない国で運営されているんだ。だからアップロードしてる人も違法性のないクマ。

例えば北朝鮮のテレビ番組を日本のテレビが流していることがあるけどあれは許可を買ってないし貰う必要もないんだ。  
それと同じことなんだクマ。  
もちろん悪意を持って「違法だ」と言ってる人もいるけど無視してあげてほしいクマ。他にも漫画村の名前を使ってアクセス稼ぎをするチンピラもいるから気をつけてクマ。



ラビット

いつもありがとう！らりっくまくん！これで安心して毎日漫画がたくさん読めるウサ！ともだちのバットラビット君にも教えてあげるウサ！

## 漫画村サイト内の説明文

The screenshot shows the Manga Village website interface. At the top, there's a navigation bar with categories like '人気' (Popular), '売れ筋・最新' (Bestsellers/New), '少年系' (Shounen), '青年系' (Seinen), '少女系' (Shojo), '漫画雑誌' (Manga Magazines), '女性系' (Women's), '写真集' (Photo Books), 'BL系' (BL), '成人コミック' (Adult Comics), and '成人雑誌' (Adult Magazines). Below the navigation bar, there's a section for 'ピックアップ作品!' (Featured Works!) displaying several manga covers with their titles and issue numbers. Another section below is labeled '少年誌!' (Shounen Magazines!) and also displays manga covers. The website has a clean, organized layout with a search bar and a menu icon.

広告

広告

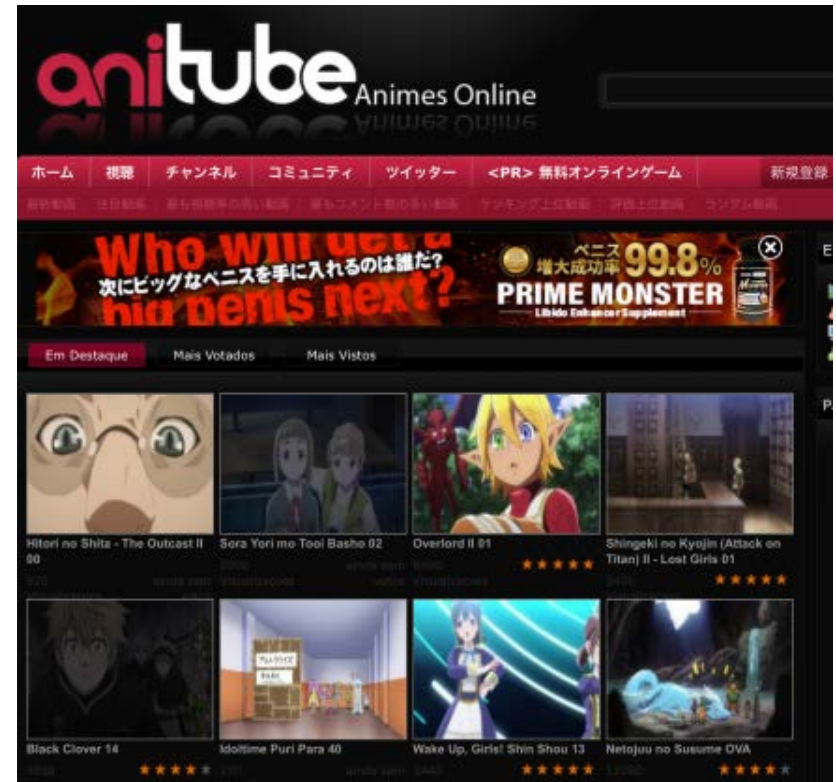
# 「Anitube」 とは

○CODA（権利者団体）を通じてブラジルにて刑事告訴し、被疑者が起訴されるも閉鎖されないアニメに特化した海賊版サイト

\* 2018年2月の訪問者数は約4千6百万人、99%が日本からのアクセス

○運営者はブラジル、サーバーはアメリカ、ドメイン登録はスウェーデン

○CODAから削除要請をするも、削除率0%（164件通知／2017年10～12月）



## これまでの経緯

2016年 3月

現地警察に告訴状提出

2017年 1月

現地警察が被疑者宅の搜索・差押を実施

2017年10月

現地検察が刑事裁判所に起訴

# 「Miomio」とは

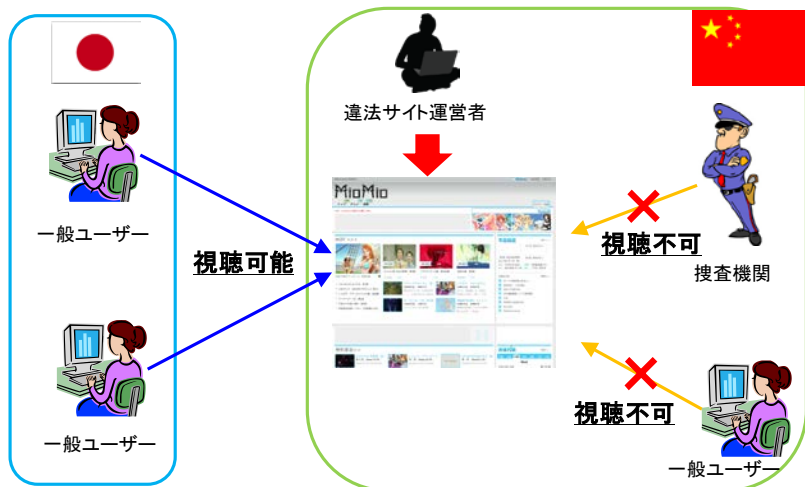
○CODA（権利者団体）を通じて中国で行政投訴するも、運営者が中国でジオブロック（地域による視聴制限）したため、中国国内で権利侵害がないとして取締ることができない海賊版動画サイト（日本では継続して視聴可能）

\* 2018年2月の訪問者数は約1千2百万人、約80%が日本からのアクセス

○CODAから削除要請をするも、削除率0%（476件通知／2017年10～12月）



ジオブロック（地域による視聴制限）



## これまでの経緯

2016年 6月

中国において行政投訴

2017年 3月

行政指導 → ジオブロック開始

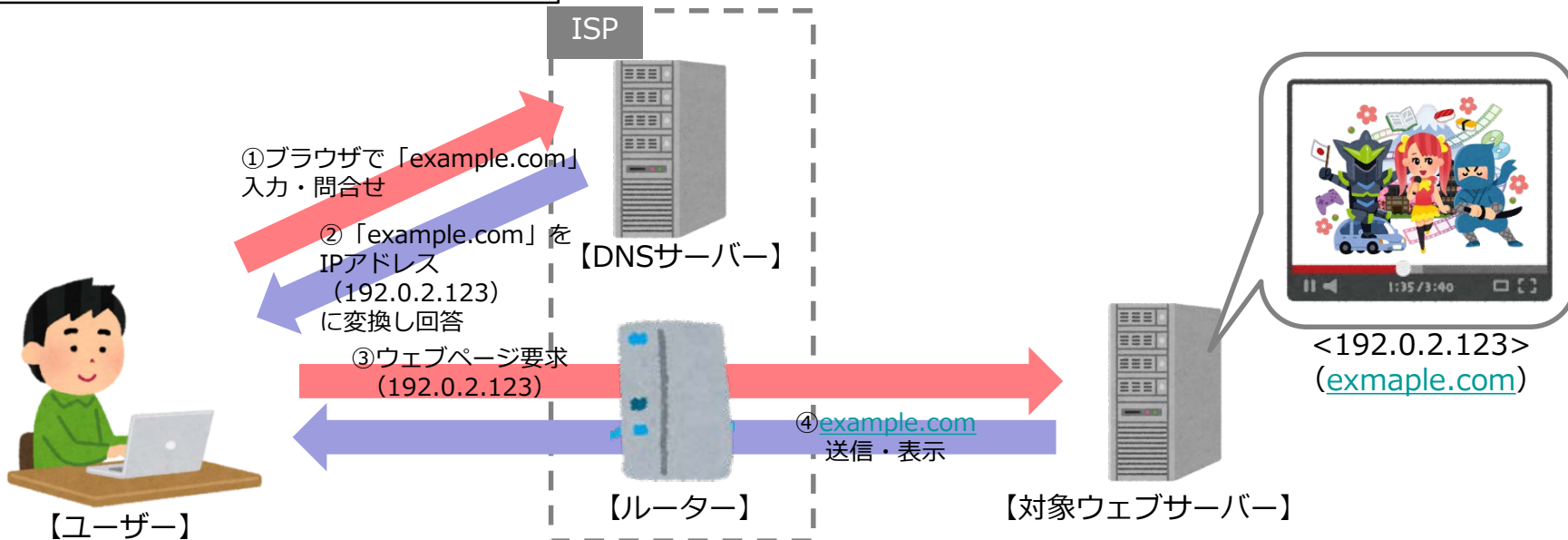
2017年 3月

中国国家著作権局に対し追加対応要請

# (参考) サイトブロッキングの概要

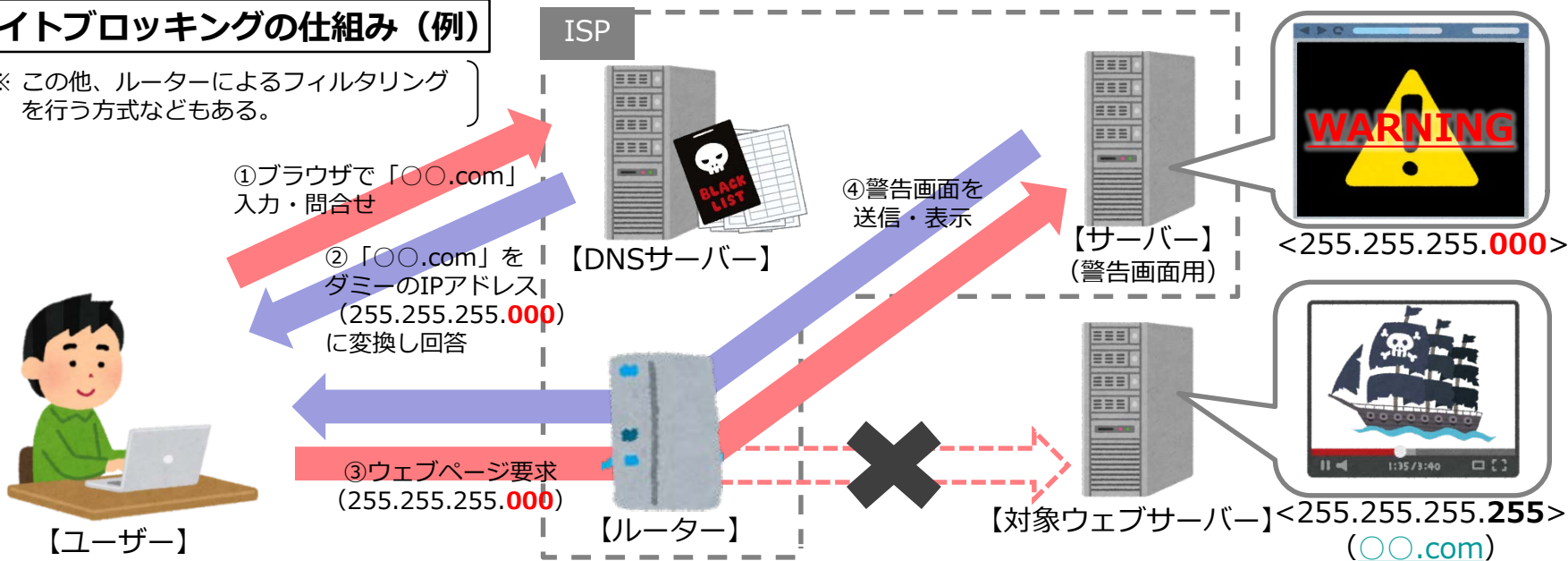
サイトブロッキングとは…インターネット利用者がインターネット上のサイトやコンテンツにアクセスしようとする際、インターネットサービスプロバイダ (ISP) 等が閲覧を強制的に遮断する措置。

## インターネットの流れ (非ブロック時)



## サイトブロッキングの仕組み (例)

※ この他、ルーターによるフィルタリングを行う方式などもある。



# (参考) 諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況

## 導入国

- 2017年9月現在、世界42カ国で導入されている。

イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、スウェーデン、ロシア、メキシコ、韓国、インド、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、イスラエル、オーストラリア等



## 主な運用状況

### イギリス

- 根拠法 イギリス著作権法 第97条のA

EU情報社会指令第8条第3項を反映したもの。EUにおいては、同様に対応している国が多い。

[サービス提供者に対する差止命令]

高等裁判所（スコットランドにおいては民事控訴院）は、サービス提供者が、そのサービスを著作権を侵害するために使用する他の者のことを現実に知っている場合には、そのサービス提供者に対して差止命令を与える権限を有する。

⇒ 162の著作権侵害サイトを遮断。

### ドイツ

- 根拠法なし

2015年にドイツ連邦最高裁（BGH）において、ドイツ民法823条、1004条に基づく間接侵害（störrhaftung）の概念を適用し、侵害サイトへのアクセスを無効とする救済措置の有効性を認容。

⇒ この解釈により、サイトブロッキングの可能性が肯定された。（現時点で適用事例なし）

### オーストラリア

- 根拠法 オーストラリア著作権法 第115A条

[オーストラリア以外のオンライン・ロケーションへのアクセスを提供するサービス提供者に対する差止命令]

差止命令は、サービス提供者が、そのオンライン・ロケーションに対するアクセスを無効にし、適切な措置をとるよう要求するものである。

⇒ 12の著作権侵害サイトを遮断。

1	オーストラリア	著作権法	12	22	英国	著作権、意匠及び特許法	162
2	オーストラリア	著作権法	19	23	ブルガリア	著作権及び関連権利に関する法	
3	ベルギー	経済法典	15	24	クロアチア	著作権及び関連権利法	
4	デンマーク	著作権法	63	25	キプロス	著作権法	
5	フィンランド	著作権法	2	26	チェコ共和国	著作権法	
6	フランス	知的財産法典	23	27	エストニア	著作権法、義務法	
7	ギリシャ	著作権、関連する権利及び文化的事項に関する法	2	28	ドイツ	民法	
8	アイスランド	著作権法	2	29	ハンガリー	著作権法	
9	インド	民事手続法	数百	30	ラトビア	著作権法	
10	インドネシア	著作権法	215	31	リトアニア	著作権及び関連権利に関する法	
11	アイルランド	著作権及び関連権利法	5	32	ルクセンブルク	著作権、関連権利及びデータベース法	
12	イスラエル	裁判所法	2	33	マルタ	知的財産権の執行（規則）法	
13	イタリア	著作権法、AGCOM規則、刑法	716	34	オランダ	著作権法、隣接権法	
14	韓国	韓国通信委員会設立・運営法、情報及び通信ネットワーク利用促進及び情報保護法	403	35	スロバキア	著作権法	
15	マレーシア	通信及びマルチメディア法	59	36	スロベニア	著作権及び関連権利法	
16	ノルウェー	著作権法	15	37	スウェーデン	文学的及び芸術的著作物に係る著作権に関する法	2
17	ポルトガル	著作権及び関連権利法	864	38	タイ	コンピュータ犯罪法	
18	ルーマニア	電子通信に関する法		39	アルゼンチン	著作権法	1
19	ロシア	民法、インターネット法	160	40	メキシコ	著作権法	1
20	シンガポール	著作権法	1	41	リヒテンシュタイン	違法コンテンツ排除のための差止命令による救済を認める法	
21	スペイン	著作権法	27	42	ポーランド	EU情報社会指令第8条第3項	

アメリカについては、サイトブロッキングは導入されていないが、IP推進法の下で、ドメインの没収差押えを行う形で対処。

□...EU加盟国

■...ブロッキング実績（数字はサイト数）

※上表記載の法律名等は根拠法令



# (参考) 児童ポルノにおける削除及びサイトブロッキングの枠組み

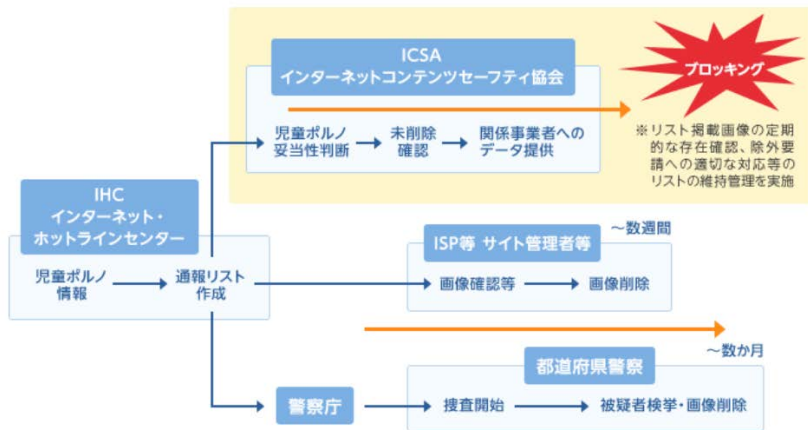
## ①児童ポルノ情報に対する削除要請

- ◆ 警察庁の委託団体であるIHC(インターネット・ホットラインセンター)が、インターネット利用者等から通報を受けた違法情報等(児童ポルノや違法薬物広告など)について、警察への情報提供やサイト管理者への削除依頼等を実施

## ②児童ポルノ情報に対するアクセス遮断等

- ◆ 上記のサイト管理者等への対応依頼では削除されない児童ポルノ情報について、民間団体であるICSA(インターネットコンテンツセーフティ協会)が、ISP、検索事業者、フィルタリング事業者等に通知してアクセス遮断(ブロッキング)等を実施
- ◆ ブロッキングの対象となるサイトについては、IHCや警察庁から提供を受けた情報を元にICSAが所定の基準に則って検討・リスト化。基本的な判断基準として、サイト開設目的、児童ポルノ画像の数量、発信者の同一性(一つのドメイン内に複数のサイトがある場合)、他の実効的な代替手段の有無、を採用

### インターネット上の児童ポルノ流通対策全体イメージ



(出典) ICSEAホームページ

### 児童ポルノブロッキング対象ドメインの判定基準

#### 1. (サイト開設の目的)

当該ドメインに含まれるサイトの相当部分の開設目的の全部又は一部が、児童ポルノの画像等をそれと知りながらインターネット上で流通させることにあると認められること。

#### 2. (児童ポルノ画像の数量)

当該ドメインに含まれるサイトの中に、

- (ア) 児童の権利等を著しく侵害するものであることが明白な画像等が存在するか、
- (イ) 児童の権利等を著しく侵害する画像等が相当数存在するか、
- (ウ) 児童の権利等を著しく侵害する画像等が相当の割合で存在するか、のいずれかであること。

#### 3. (発信者の同一性)

- (ア) 当該ドメイン内に複数のサイトがある場合には、各サイトの管理者が同一であること。
- (イ) (ア)にいう管理者以外の第三者が、当該ドメイン内に設置された電子掲示板等において情報を発信している場合には、
  - (i) 当該情報に2の対象となる児童ポルノの画像等が含まれており、かつ、サイト管理者を当該画像等の実質的な発信者であるとみなしうるような特段の事情が存在すること。
  - (ii) また、当該情報に児童ポルノ以外の情報が含まれる場合には、当該情報の発信者の多くが、児童ポルノの流通が当該サイトの開設目的であることを認識・認容しながら、当該情報を発信したものと認められること。

#### 4. (他の実効的な代替手段の不存在)

当該ドメインをDNSブロッキングの対象とすることが、1ないし3及びその他の諸般の事情を総合的に考慮した上で、やむを得ないと認められること。

# (参考) 児童ポルノのサイトブロッキング導入に係る政府内検討体制

## 総合セキュリティ対策会議（警察庁サイバー対策課）

- 平成13年度以降、毎年開催。
- 構成員は、委員のほか、オブザーバーに内閣府、総務省、法務省、経済産業省、文部科学省。
- 平成16年度に、インターネットの一般利用者の保護及び知的財産権侵害に関する官民連携の在り方について、平成17年度に、インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の在り方について、平成19年度に、Winny等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害問題とその対応策について、平成20年度に、インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対策について、などを議論。

## インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会（総務省消費者行政課）

- 平成19年11月～平成21年1月。
- 構成員は、委員のほか、オブザーバーに内閣官房IT室、内閣府政策統括官（共生社会担当）、警察庁情報技術犯罪対策課、経済産業省情報経済課、文部科学省青少年課。
- 最終とりまとめに、児童ポルノに係るブロッキングについて関係者間で協力すべき旨を記載。

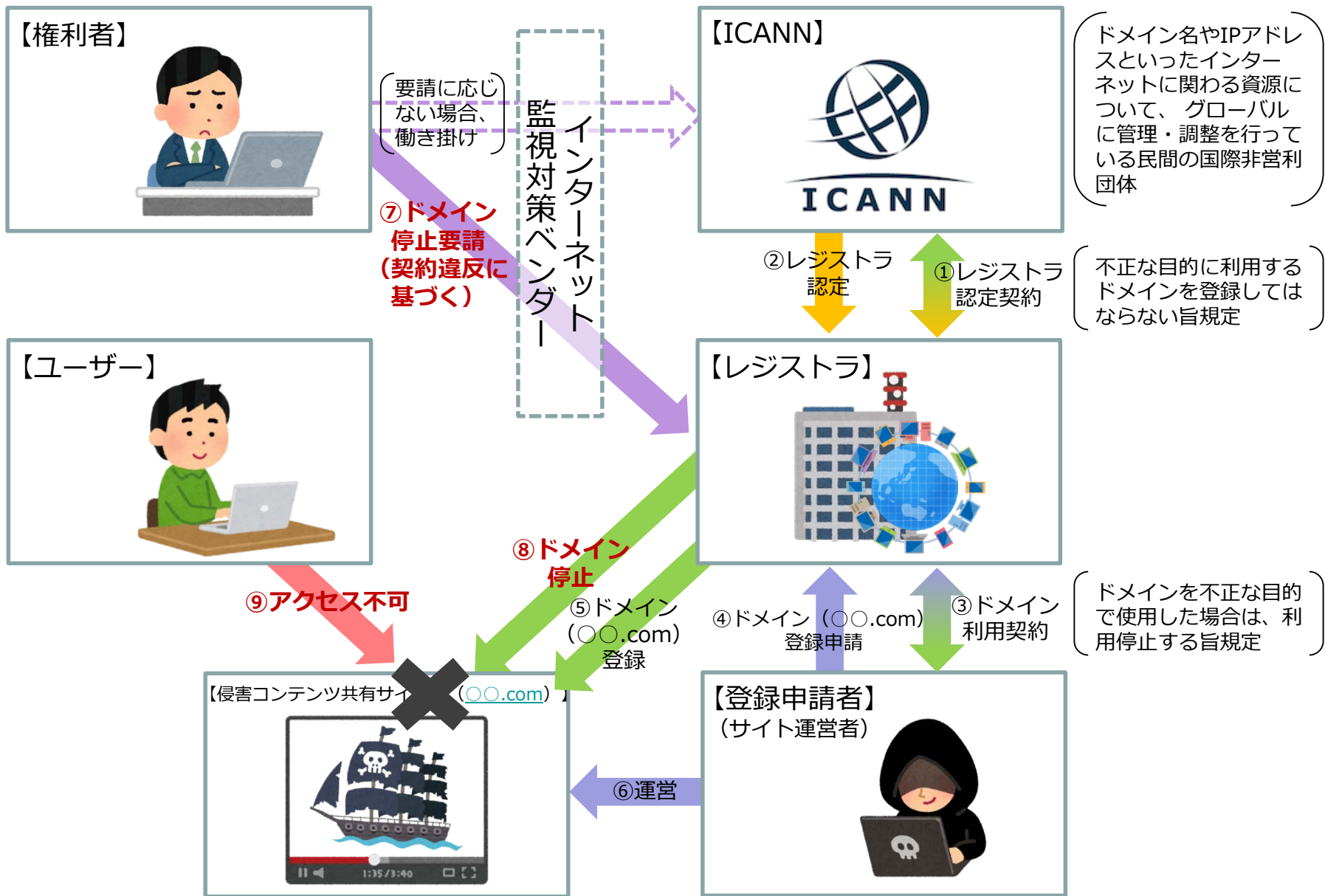
## 利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会（総務省消費者行政課）

- 平成22年5月の第6回会合で児童ポルノサイトのブロッキングについて議論。
- 構成員は、委員のほか、総合通信基盤局長、電気通信事業部長、消費者行政課長等が出席。オブザーバーに消費者庁個人情報保護推進室長。
- ここで、一定の要件下でブロッキングが許容されると整理。
- 但し、座長からは、「ブロッキングは、通信の秘密や表現の自由への影響が極めて大きいことや、技術的にはあらゆるコンテンツの閲覧を利用者の意思にかかわらず一律防止可能とするものであり、ブロッキングが児童ポルノ以外の違法・有害情報に決して濫用されないようにすべき」との見解も示されている。

## 犯罪対策閣僚会議

- 内閣総理大臣が主宰し、全閣僚で構成。
- 第15回会合（平成22年7月27日開催）において、児童ポルノ排除総合対策が決定。ブロッキングの導入に向けた諸対策の推進を記載。

# (参考) ドメイン閉鎖について



# (参考) 侵害コンテンツに係る政府広報の実施 (2017年12月配信)

あしたの暮らしをわかりやすく  
政府広報オンライン

平成29年12月26日

## 「侵害コンテンツ」は許さない！ マンガやアニメ、映画や音楽、ゲームなど、 コンテンツの将来を守るために！

「無料でこんなに楽しめるの!？」マンガやアニメ、音楽、映画、ゲームなどのコンテンツをインターネット上で手軽に視聴、利用できるウェブサイトがあります。でもちょっと待って！中には著作権等に無断でコンテンツを配信して違法に収益をあげるウェブサイトも。こうした「侵害コンテンツ」による被害の実態やコンテンツの将来を守るために私たちがすべきことをご紹介します。



インデックス

1. 侵害コンテンツによる被害とは？
2. 侵害コンテンツはなぜ悪いのか？
3. 侵害コンテンツを利用しないために

目次

- 音楽・映像の配信サイトは「エロマーク」を目安に

## 2. 侵害コンテンツはなぜ悪いのか？

侵害コンテンツの配信は犯罪。クリエイターに利益が還元されず新たな創作を阻害します

侵害コンテンツの何が問題なのか、具体的にみてみましょう。

前述のとおり、侵害コンテンツは、権利を持つ著作権者に許可なくコンテンツを利用し、広告収入や利用料を得るなどしますが、それが著作権者に還元されることはありません。

加えて、侵害コンテンツは正規コンテンツのビジネスを邪魔するおそれがあります。

正規コンテンツのウェブサイトは、会費制にしたり、部分的に有料にしたりするなど、収入につながる様々な仕組みを設けています。それが著作権者に還元され、新たなコンテンツの創作につながります。しかし、侵害コンテンツは、大半が全編無料で視聴・利用できるようになっており、事情を知らない利用者には、正規コンテンツよりも魅力的に見える可能性があります。

侵害コンテンツは、正規コンテンツの利用者を奪い、著作権者への利益還元の流れを妨げます。著作権者が十分な報酬や次の創作にかかる費用を得られなくなれば、私たちが楽しませてくれる良質なコンテンツは生まれなくなってしまいます。

それは利用者であり、クリエイターという立場にもなり得る私たちにとって、望ましいことではないでしょう。

また、法律的にも、著作権者に無断でコンテンツを配信することは違法であり、刑事罰の対象になります。そして、侵害コンテンツである音楽や映像のダウンロードも刑事罰の対象になっています。

## 1. 侵害コンテンツによる被害とは？

著作権者に無断でコンテンツを違法に配信。国内で大きな被害が

近年、マンガやアニメ、音楽、映画、ゲームなどのコンテンツを、インターネットを通じて提供するサービスが増えています。パソコンやスマホ、タブレットなどで手軽に楽しめることから、利用が広がっています。

その大半のサービス事業者は、コンテンツの著作権者や権利者（以下「著作権者」とします）の許可を得て、対価を支払ったうえで、コンテンツを配信しています。サービスの利用者が増えれば、著作権者も、次の作品の制作費用などを得ることができます。

一方、著作権者に許可なく、そのコンテンツを動画共有サイトや自分のウェブサイトなどで配信する例もあります。そうしたサイトは様々な広告を掲載して広告料による利益を得たりしていますが、それが著作権者に還元されることはありません。著作権者に無断で、インターネット上で配信しているコンテンツは、著作権者の権利（著作権）を侵害するものであり、「侵害コンテンツ」と呼ばれます。

侵害コンテンツは、国内で大きな被害をもたらしています。経済産業省の調査（※1）によると、国内でのマンガ、アニメの総売上は、約2000億円。また、巻の調査では、ゲームの総売上額について、6年間で約9000億円にのぼるといふもの（※2）もあります。これは、マンガやアニメ、映画、音楽、ゲームなどのコンテンツ産業にとって、たいへん大きな打撃です。



## 3. 侵害コンテンツを利用しないために

社名や社名などを目安に正規の配信サイトを選びましょう！

著作権者の利益を守り、これからも私たちが良質なコンテンツを楽しめるようにするためには、私たち一人一人が、侵害コンテンツを利用しないようにすることが重要です。

インターネット上のコンテンツを視聴・利用する際は、ぜひ、次のようなことに注意してください。

### ◆正規コンテンツ配信サイトを利用する

インターネット上のコンテンツを視聴・利用するときには、正規コンテンツを配信しているウェブサイトを利用しましょう。

正規サイトは、サイト内に配信する事業者名が明記されています。有名な出版社やマンガ雑誌、ゲームメーカーの社名などが掲げられていることもあります。利用者の感想や意見を受け付けるページが設けられていることもあります。また、単行本やキャラクターグッズなど、掲載コンテンツに関連した商品の宣伝が掲げられていることもあります。

正規コンテンツの利用が、クリエイターの創作活動を支援し、結果としてさらに充実したコンテンツが楽しめる将来へとつながることを意識しましょう。

### ◆侵害コンテンツ配信サイトに注意する

一方、侵害コンテンツを配信するウェブサイトは、事業者の名前や連絡先が曖昧だったり、意見募集ページがなかったりします。また、関連商品の宣伝もないのが普通です。自ら「著作権は侵害してない」とうたっていても、実際には侵害コンテンツが掲載されている可能性があるため、注意が必要です。

侵害コンテンツの視聴・利用は、侵害者（犯罪者）への資金提供につながっていることを忘れてはいけません。

侵害コンテンツを配信するウェブサイトには、一般的に次のような特徴がありますので、注意してください。